

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第4号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略		知事の事務部局	略	
	略	略		略	2種
	理事（人事委員会の認めるものに限る。） <u>知事公室長</u> 会計管理者			理事（人事委員会の認めるものに限る。） 会計管理者	
	略	略		略	3種
	総室長 東京事務所長 略			総室長 <u>知事公室長</u> 東京事務所長 略	
	略	略		略	4種
	大阪事務所長 長尾土木事務所長 略			大阪事務所長 <u>農業試験場長</u> 長尾土木事務所長 略	
	略	略		略	5種
栗林公園観光事務所長 <u>農業試験場長</u> 農業改良普及センター所長 略			栗林公園観光事務所長 農業改良普及センター所長 略		
略	略		略	6種	
土木事務所次長			土木事務所次長		

	<u>中讃土木事務所長柄ダム再開発事務所長</u>	
	川部みどり園次長 略	略
	保険医療大学学科長 保健医療大学専攻長	略
略		

	<u>高松土木事務所椋川ダム建設事務所長</u>	
	<u>ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長</u> 川部みどり園次長 略	7種
	保険医療大学学科長 保健医療大学教養部長	8種
略		

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。